

## 個人情報の開示等の請求手続きのご案内

当社にご提供いただいた個人情報について開示等の請求をご希望のお客さまは、以下の手続きを行なっていただくようお願い致します。

### 1. 必要な書類等

#### (1)保有個人データの開示を請求される場合

上記の請求を希望されるお客さまは、次の書類1)と2)を提出いただくとともに手数料3)をお支払いいただくことが必要となります。

##### 1)当社所定の請求書

「保有個人データ開示請求書」(様式1)のダウンロード

##### 2)本人であることを確認できる書類

以下の「2. 本人確認またはその代理人であることの確認」をお読みください。

##### 3)手数料 1,000 円(税込み)／1 項目につき

以下の「3. 手数料」をお読みください。

#### (2)保有個人データの内容の訂正・追加・削除を請求される場合

#### (3)保有個人データの利用停止、第三者への提供の停止または消去を請求される場合

上記の請求を希望されるお客さまは、次の書類4)と5)を提出いただく必要があります(手数料は不要です)。

##### 4)当社所定の請求書

「保有個人データ訂正等請求書」(様式2)のダウンロード

##### 5)本人であることを確認できる書類

以下の「2. 本人確認またはその代理人であることの確認」をお読みください。

### 2. 本人確認またはその代理人であることの確認

ご本人からの請求であることを確認させていただくために、ご本人であることを確認できる書類(以下「本人確認書類」といいます)が必要となります。また、代理人による場合には本人確認書類に加えその代理人であることを確認するための書類等が必要となります

本人の場合(本人確認書類)	代理人の場合(本人確認書類にプラスして)
下記の中から1点 ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー  または  下記の中から2点 ・印鑑証明書原本 ・住民票原本 ・健康保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー ・公共料金(電気・ガス・水道)の請求書または領収書のコピー	次の1)、2)および3)の書類すべて 1)委任状(ご本人(委任者)の実印を押印) 2)ご本人(委任者)の印鑑証明書  3)代理人(受任者)であることを確認するための書類  下記の中から1点 ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー  または  下記の中から2点 ・印鑑証明書原本 ・住民票原本 ・健康保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー ・公共料金(電気・ガス・水道)の請求書または領収書のコピー

提出いただいた本人確認書類は、お客さまの氏名および住所を確認するために使用いたします。これらの情報は、お客さまの請求とその対応状況を管理するために使用いたしますのでご了承ください。本人確認書類に記載されているその他の情報については、塗りつぶして提出いただいても構いません。

### 3. 手数料

上記の1. (1)保有個人データの開示を請求される場合、1項目ごとに手数料 1,000 円(税込み)を以下の方法で当社にお支払いいただく必要があります。

1)下記の銀行口座へお振り込みください。

足利銀行 本店営業部 当座 3236      なお、振り込み手数料は、お客様でご負担願います。

### 4. 提出方法、提出先・お問い合わせ先

#### 1)提出方法

必要書類が揃ったら、郵送(書留)で所定の窓口までお送りください。

注)封筒に朱書きで「開示等請求関係書類在中」とお書き添え願います。  
郵送代その他お申し出に必要な費用につきましてはご負担願います。

※開示をお申し出の場合は、手数料の受領確認後に回答手続きに入らせていただきます。

#### 2)提出先(受付窓口)・問い合わせ先

〒320-8588

栃木県宇都宮市不動前5丁目1-26

栃木トヨペット(株) 経営管理本部

☎0120-080-055 (フリーダイヤル)

※問い合わせ時間は、当社営業日の午前9時00分から午後18時00分までとなります。

### 5. 当社の対応

お客さまより書類等一式を受領した場合、当社は以下の手順で対応いたします。

- 1)提出いただいた書類等一式について不備・不足がないか確認を行います。
- 2)提出いただいた書類等に基づき、手数料のお支払い内容の確認を行います。
- 3)提出いただいた書類等一式について不備・不足なく、規定の手数料のお支払い確認がとれた場合、請求書に記載された住所宛に確認結果を書面にてご連絡いたします。
- 4)回答期間は、お申し出内容や量等の諸事情によりますが、請求書受領後(開示のお申し出の場合は手数料受領確認後)遅滞なく合理的な期間内に回答するよう努めます。

### 6. 諸注意

- 1) 提出いただいた書類等に不備・不足があった場合、提出いただいた書類等一式すべてをお客さまに返送いたしますのでご了承ください。

例)

- ・請求書の記載漏れ
- ・本人確認等書類の印字等不鮮明

- 2)上記の1. (1)保有個人データの開示を請求される場合、1週間経っても手数料受領確認が出来ない場合、開示請求は無効となり開示請求に応じられませんのでご了承願います。

- 3)次に定める場合は、保有個人データを開示できない場合がございますのでご了承ください。

- ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

法令の定めにより当社が回答義務を負わない請求については、回答できない場合がありますのでご了承ください。なおその場合でも手数料はお返しいたしません。